

## 令和5年度 山ノ内町デマンド交通実証運行業務公募型プロポーザル方式実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和5年度 山ノ内町デマンド交通実証運行業務

#### (2) 業務の目的

中野市・山ノ内町地域における持続可能な移動手段の確保を目指し策定した「中野市・山ノ内町地域公共交通計画」に基づき、山ノ内町において、地域住民の移動需要に応えつつ、利便性の向上及び交通空白地解消、将来的な町コミュニティバス「楽ちんバス」路線の代替交通手段を目的とし、西北部地区（須賀川区、前坂区、横倉区、宇木区、本郷区）及び東部地区（和田地区）にAIを活用した予約・配車システム（以下「システム」という。）を活用したデマンド交通を試験運行する。

#### (3) 業務内容及び仕様等

別添仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日～令和6年3月31日

#### (5) 費用の上限額

4,400,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

※デマンド交通システム構築に係る費用及び令和5年11月1日から令和6年1月31日までの運行に係る準備、保守、相談支援及び電話オペレーター費を含む。

### 2 スケジュール

令和5年7月7日（金）	質問提出期限
令和5年7月12日（水）	質問回答
令和5年7月18日（火）	参加申込書提出期限
令和5年8月4日（金）	企画提案書提出期限
令和5年8月18日（金）	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和5年8月下旬	結果通知

### 3 参加資格

以下の資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から受託候補者特定までの期間に、本町における指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 本町の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。また、告示日から受託候補者の特定までの期間に国

及び他の地方公共団体において、指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (5) 過去 5 年間にデマンド交通に関する業務の履行実績を有する者。

#### 4 審査方法

##### (1) 選定委員会

受託候補者の選定に関する審査は、山ノ内町が設置する受託候補者選定委員会が行う。

- ・副町長（中野市・山ノ内町地域公共交通対策協議会 山ノ内町分科会 会長）
- ・総務課長
- ・健康福祉課長（高齢者の移動に関すること）
- ・観光商工課長（観光客の移動に関すること）

事務局

- ・総務課企画係

- (2) プレゼンテーション及びヒアリング時間の目安は 40 分とする。なお、プレゼンテーションは 30 分とする。

##### (3) 評価方法

参加事業者から提出された企画提案書、プレゼンテーション資料及びヒアリングの内容について、(6) に示す審査基準に基づいて評価し、順位を決定する。このうち、第 1 位の提案を行った参加事業者を受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が 2 者以上となった場合には、選定委員会において協議の上、配点が高い審査基準の評価が高いものを受託候補者として選定する。

また、参加事業者が 1 者の場合は、審査の結果、総得点の 6 割以上の場合、適切に業務を遂行できるか総合的に判断し、選定することとする。

##### (4) 欠格事項

次の要件に該当した場合は失格とする。

- ア 企画提案書提出期限に遅れた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ウ 費用の上限額を超える見積金額を提案した場合
- エ 得点が総得点の 6 割以上とならない場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ その他不正行為があったと認められる場合

##### (5) 選定結果の通知

- ア 選定結果は、速やかに参加事業者に通知する。
- イ 結果について、意義の申し立ては一切認めない。

(6) 審査基準

項目		審査基準	配点
実施方針		本町の地域公共交通の運行体制及び公共交通を取り巻く現状について十分に理解されているか。	50
実施体制		同種類似業務の実績があるか。	30
		業務遂行のため、必要な専門的知見・経験を有する人員が配置されているか。	30
		適切な業務工程が提案されているか。	30
提案内容	地域性	デマンド交通を導入する地区の特性を理解しているか。	50
	利便性	利用者、運行事業者いずれにとっても効率的かつ利便性の高いシステムであるか。	30
	操作性	利用者の予約方法、誰にとっても簡単でわかりやすいものか。	30
		運転手が操作する車載端末機、電話オペレーターが操作する配車システム、管理者が操作するシステムは、誰にとっても簡単で分かりやすいものとなっているか。	30
	拡張性	今後、システムの拡張性が期待できるか。	30
	分析	日々の運行実績や、評価検証等のために必要なデータがシステムから容易に入手できるか。	30
	独自性	事業者としてのノウハウや最新技術を活用し、独自性を感じられる提案となっているか。	30
	支援	システム構築のみならず、本業務を主体的にリードし、進捗を管理することが望めるか。	50
管理者、利用者、運行事業者ともにスムーズに試験運行に入るための具体的な支援策が提案されているか。		50	

5 参加申込書の提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、参加申込書を提出するものとする。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 実施体制書（様式第2号） 1部
- ウ 会社経歴書（任意様式） 1部
- エ 登記事項証明書（直近3か月以内のもの。履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1部（写し可）
- オ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分） 1部（写し可）

- カ 納税証明書（直近3カ月以内のもの。申請者（本社）のみ。）1部（写し可）  
国税：法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明  
※本町の入札参加資格を有していない場合
- キ 社会保険等の加入を証する書類 1部（写し可）  
※本町の入札参加資格を有していない場合
- ク 参加事業者又は、参加事業者の関係会社（親会社・子会社・関連会社）がデマンド交通システムの導入実績、実証実験の実施実績があることを証する書類 1部（契約書表紙の写し等）

(2) 提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和5年7月18日（火）必着
- イ 提出先 〒381-0498 山ノ内町総務課企画係（住所の記載は不要）  
メール：[kikaku-zaisei@town.yamanouchi.lg.jp](mailto:kikaku-zaisei@town.yamanouchi.lg.jp)
- ウ 提出方法 持参、郵送、メール

(3) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書に基づき審査する。応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由を企画提案書の提出期限の3日前までに、書面により通知する。

(4) その他の留意事項

- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・参加申込書提出に係る費用は自己負担とする。

## 6 企画提案書の提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、企画提案書を提出するものとする。提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式） 7部（原本1部 写し6部）
- イ 見積書（任意様式）

(2) 提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和5年8月4日（金）
- イ 提出先 〒381-0498 山ノ内町総務課企画係（住所の記載は不要）
- ウ 提出方法 持参又は郵送

(3) その他の留意事項

企画提案書の提出に係る費用は自己負担とする。

## 7 企画提案書の内容

- (1) 実施方針  
本業務の実施方針、案について記載すること。
- (2) 業務の実施方法及び主要論点  
仕様書に記載の事項に基づき、実施方法、実施提案、本業務の目的に照らし特に必要と考える主要論点について記載すること。
- (3) 業務スケジュール  
業務のスケジュールを記載すること。
- (4) 業務実施体制  
提出した実施体制書（様式第2号）をもとに、本業務の実施体制を記載すること。
- (5) デマンド交通システムに対する精通度  
提案を行う法人及び担当者において、デマンド交通システムの精通度を示す事項を記載すること。また、類似業務実績があれば記載すること。

## 8 本要領及び仕様書に関する質問

- (1) 質問締切日  
令和5年7月7日（金）17時まで 必着
- (2) 提出書類  
質問書（様式第3号）
- (3) 提出方法  
電子メールによる提出  
[kikaku-zaisei@town.yamnouchi.lg.jp](mailto:kikaku-zaisei@town.yamnouchi.lg.jp)
- (4) 回答  
令和5年7月12日（水）までに、町ホームページに掲載する
- (5) 留意事項  
電話等による質問は受け付けない

## 9 留意事項

- (1) 応募に関する留意事項
  - ・ 応募者の提案は1件に限る。
  - ・ 応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。
  - ・ 参加事業者名は、契約締結後公開できるものとする。
  - ・ 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。
- (2) 見積書（任意様式）に関する留意事項
  - ・ 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載する。また、業務に係る積算内訳も明示すること。

- ・見積書には、提案見積価格の110分の100に該当する額を記載する。

## 10 契約の締結

選定結果の通知後、受託候補者と提案書に沿って契約内容についての協議を行い、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合があります。

## 11 問い合わせ

〒381-0498 山ノ内町総務課企画係

電話：0269-33-3111

メール：kikaku-zaisei@town.yamanouchi.lg.jp